

# 平成30年8月西郷村農業委員会総会議事録

日時：平成30年8月20日（月）

午後1時30分

会場：西郷村役場第1会議室

（会長挨拶）

- 1 開 会
- 2 定足数の確認
- 3 議事録署名人の選出
- 4 提出議案

（新規）

- (1) 議案第43号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（事案第8号）
  - (2) 議案第44号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（事案第9号）
  - (3) 議案第45号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（事案第10号）
  - (4) 議案第46号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（事案第17号）
  - (5) 議案第47号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（事案第18号）
  - (6) 議案第48号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（事案第19号）
  - (7) 議案第49号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（事案第20号）
  - (8) 議案第50号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（事案第21号）
  - (9) 議案第51号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（事案第22号）
  - (10) 議案第52号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（事案第23号）
  - (11) 議案第53号 農地の現況確認証明について
  - (12) 議案第54号 農地の現況確認証明について
- 5 報 告
    - (1) 報告第14号 農地等の現況照会に対する調査結果について
    - (2) 報告第15号 農地等の現況照会に対する調査結果について
  - 6 協議事項
  - 7 その他
    - (1) 平成30年度前期農業委員・農地利用最適化推進委員研修会
  - 8 閉 会

出席委員

- |    |      |         |    |      |            |
|----|------|---------|----|------|------------|
| 12 | 金田裕二 | 委員 (会長) | 11 | 鈴木武男 | 委員 (職務代理者) |
| 2  | 真船正康 | 委員      | 3  | 圓谷光良 | 委員         |
| 4  | 上田秀人 | 委員      | 5  | 花安紀夫 | 委員         |
| 6  | 鈴木宗広 | 委員      | 7  | 河西美次 | 委員         |
| 8  | 鈴木武利 | 委員      | 9  | 加須我茂 | 委員         |
| 10 | 鈴木庄一 | 委員      |    |      |            |

農地利用最適化推進委員

- |    |       |    |    |      |    |
|----|-------|----|----|------|----|
| 1  | 近藤富美雄 | 委員 | 2  | 鈴木正男 | 委員 |
| 3  | 早山敏男  | 委員 | 4  | 嶋名恵子 | 委員 |
| 5  | 藤井くに子 | 委員 | 6  | 相川達也 | 委員 |
| 7  | 高橋正人  | 委員 | 8  | 遠藤知志 | 委員 |
| 9  | 小野正   | 委員 | 10 | 松本孝信 | 委員 |
| 11 | 岩鍋國雄  | 委員 | 12 | 真船浩次 | 委員 |

欠席委員

- 1 深谷利男 委員

本総会に職務のため出席した者の職及び氏名

事務局長 和知正道                      事務局次長 大倉 昇

午後 1時30分開会

### 会長挨拶

○事務局長（和知） 定刻になりましたので、農業委員会総会をとり行います。

初めに、会長より挨拶申し上げます。よろしくお願いいたします。

○会長（金田） 改めて、こんにちは。

昔から、暑さ寒さも彼岸までという言葉のとおり、朝晩めっきり涼しくなってきました。今年随分と出穂が早かったので、恐らく9月の彼岸のころにはみんな刈っていて、もう9月中に稲刈り終わるんじゃないかなという予想だったです。（以下、省略）

今日ちょっと早目にお昼上がって、どうしても気になる野球があったので、関係ない話なんですけれども、秋田の金足農業高校、いや、すごかったです。私も、農業高校でこれだけ頑張っているのを見たので、本当応援した

くなる。しかも決勝は初めて、秋田県勢で初めて、東北にぜひとも優勝旗を持って帰ってきてもらいたいなど。あしたの決勝楽しみでございます。なかなか農業高校でそれだけ頑張ると、また農業高校をみんな見直すんじゃないかなというような思いであります。

余談でございましたけれども、きょうひとつ最後までよろしくお願いいたします。挨拶にさせていただきます。

### 1 開会の宣告

○事務局長（和知） 西郷村農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会長が議長となり、議事の進行をお願いいたします。

それでは、議事日程に入ります。よろしくお願いいたします。

○議長（会長） それでは、第8回総会をただいまより開会いたします。

きょうは、議案が12件、報告2件でございますので、最後までよろしく審議のほどお願いします。

### 2 定足数の確認

○議長（会長） 本日、欠席委員は、1番の深谷委員が所用のため欠席の旨、通告いただいております。それから、遠藤さんがちょっと遅れて出席するという旨、今ほど連絡いただいております。定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

### 3 議事録署名人の選出

○議長（会長） なお、本日の議事録署名委員ですが、8番の鈴木武利委員、それから9番の加須我委員をお願いいたします。

### 4 議 事

---

○議長（会長） それでは、早速議事に入らせていただきます。

議案第43号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

○事務局（大倉） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） ただいまの説明に関連しまして、現地調査を行っております。

本来ですと鈴木宗広さん、鈴木武利さんをお願いするところですが、案件がたくさんございましたので、鈴木武男委員に現地調査をお願いいたしました。報告をお願いします。

○11番委員（鈴木） 11番鈴木ですが、農地法第3条第1項の規定による許可申請に伴う現地調査の結果をご報告いたします。

平成30年8月8日、私、会長、事務局2名の合計4名で現地調査及び確認をしましてまいりました。現地調査の結果は現地調査書のとおりで、地目が畑で、現況も畑で、そして管理されております。譲受人がお孫さんということで、今後も継続的に利用が見込まれます。周辺の農地等にも影響することなく、特に問題はないと判断いたしました。

現況は添付の現況写真のとおりになっておりますので、ご確認をお願いします。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

○議長（会長） 現地調査の結果、報告ありがとうございます。

続いて、事務局から農地法に基づく農業委員会の意見の説明をお願いします。

○事務局（大倉） 6ページをお開き願います。

農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているため、許可相当と判断いたしました。

以上でございます。

○議長（会長） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明について、ご意見のある方は、議席番号と名前を

言って挙手をお願いいたします。ご意見ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（会長） 異議なし、質疑なしということでございますので、それでは採決に入りたいと思います。

議案第43号について、原案のとおり可決決定に賛成の農業委員の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（会長） 全員賛成ですので、議案第43号については原案のとおり可決決定いたしました。

---

○議長（会長） 続きまして、議案第44号並びに議案第45号、関連がございますので、一括して説明のほうをお願いいたします。

それでは、事務局、よろしく申し上げます。

○事務局（大倉） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） ただいまの説明に関連しまして、44号並びに45号についての現地調査も行っております。11番鈴木武男委員に現地調査をお願いしましたので、説明をお願いします。

○11番委員（鈴木） 11番鈴木です。

議案第44号と45号の農地法第3条第1項の規定による許可申請許可に伴う現地調査の結果を報告いたします。

平成30年8月8日、私、会長、事務局2名の合計4名で、現地調査及び確認をしてまいりました。

現地調査の結果は現地調査書のとおりで、地目は田んぼ及び畑で、現況も田んぼ及び畑として管理されており、譲受人が今後も継続的に利用が見込まれ、周辺の農地等にも影響することなく、特に問題はないと判断いたします。

現況は添付のページ、11、12ページ、18、19、20の現況写真どおりとなっておりますので、ご確認をお願いします。

以上で現地調査の報告を終わります。

○議長（会長） ありがとうございます。

現地調査結果の報告いただきました。

それから、農業委員の意見の説明をお願いします。

○事務局（大倉） 13ページ及び21ページをお開き願います。

事案番号9号及び10号につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているため、許可相当と判断いたしました。

以上でございます。

○議長（会長） 以上で説明が終わりました。

質疑に入ります。ご意見ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（会長） 異議なしということでございます。

それでは採決いたします。

議案第44号並びに議案第45号について、原案どおり可決決定することに賛成の農業委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（会長） 全員賛成ですので、議案第44号並びに議案第45号については原案どおり決定いたしました。（以下、省略）

---

○議長（会長） 続いて、議案第46号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局、議案の説明をお願いします。

○事務局（大倉） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） 続けて、事務局より、農地法に基づく農業委員会の意見の説明をお願いします。

○事務局（大倉） 29ページ、30ページをお開き願います。

こちらは第1種農地に該当します。許可区分としましては1-c-⑤の集落接続事業ということで、許可相当と判断いたしました。

以上でございます。

○議長（会長） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

5番。

○5番委員（花安） 25ページの③の転用行為の妨げになる権利のその他あるわけですけれ

ども、これ地役権設定してありますか、この●●さんと。これ後で問題起きないですか。同意はもらっているんですけども、何かここばかりじゃなくて、ほかのおうちも入っているんですよ。

(以下、省略)

○議長(会長) 東北電力はそういった地役権を設定してありますので、そういったところに家屋を建てる場合にはいろいろと制限とかありますので、皆さんもお気をつけいただきたいと思います。

ほかにご意見ございませんか。

〔「なし」〕

○議長(会長) ないようでしたら、採決に入りたいと思います。

議案第46号について、原案どおり可決決定することに賛成の農業委員の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長(会長) 全員賛成ですので、議案第46号については原案どおり可決決定いたしました。

---

○議長(会長) 続きまして、議案第47号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局(大倉) (別紙議案書により説明)

○議長(会長) 続いて、農地法に基づく農業委員会の意見の説明をお願いします。

○事務局(大倉) 38ページ、39ページをお開き願います。

こちら第1種農地ということで、許可区分としましては1-c-⑤の集落接続事業ということで、許可相当と判断いたしました。

以上でございます。

○議長(会長) 説明が終了しました。

質疑に入ります。ご意見いかがですか。

○4番委員(上田) 細かい話でいいですか。

36ページに、土地利用計画図に12番の駐車場に括弧書きで、ユニックとあります。これ、

ユニックという会社の名前なんです。移動式クレーンをつくっている会社の名前なんです。本当はここを書くときは移動式クレーン車と書けばいいんだろけれども、ユニックというところをつくっている会社の名前になっちゃうから、ほかのメーカーに失礼になる。

(以下、省略)

○議長(会長) そのほかございませんか。

[「異議なし」]

○議長(会長) それでは採決させていただきます。

議案第47号について、原案どおり可決決定することに賛成の農業委員の挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○議長(会長) 全員賛成ですので、議案第47号については原案のとおり決定させていただきました。

---

○議長(会長) 続いて、議案第48号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

○事務局(大倉) (別紙議案書により説明)

○議長(会長) 続いて、事務局より、農地法に基づく農業委員会の意見の説明をお願いします。

○事務局(大倉) 47ページ、48ページをお開き願います。

許可区分としましては2-a-①、街区形成内農地ということで、許可相当と判断いたしました。

以上でございます。

○議長(会長) 説明が終了しました。

質疑に入ります。ご意見ございませんか。

[「異議なし」]

○議長(会長) 異議なしということでございます。

それでは採決させていただきます。

議案第48号について、原案どおり可決決定に賛成の農業委員の挙手をお願いします。



〔賛成者挙手〕

○議長（会長） 全員賛成ですので、議案第48号については原案どおり決定いたしました。

近々ここの道路の舗装が……

○事務局（大倉） 村道で拡幅かつ舗装になるということで、今建設課のほうで計画しておりますので。補足説明です。

以上です。

---

○議長（会長） 続きまして、議案第49号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（大倉） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） 次に、農地法に基づく農業委員会の意見の説明をお願いします。

○事務局（大倉） 56ページ、57ページをお開き願います。

こちらのほうは公共施設が2つありまして、なおかつ上水、下水道も併設しており、500メートル以内ということで第3種農地と、許可区分としましては3-a-①、公共施設便益地域内農地となりますので、許可相当と判断いたしました。

以上でございます。

○議長（会長） 説明が終わりました。

質疑に入ります。ご意見ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（会長） 異議なしという声がございます。

それでは採決に入らせていただきます。

議案第49号について、原案どおり可決決定することに賛成の農業委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（会長） 全員賛成ですので、議案第49号については原案どおり決定いたしました。

---

○議長（会長） 続きまして、議案第50号「農地法第5条第1項の規定による許可申請につ

いて」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（大倉） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） 次に、農地法に基づく農業委員会の意見の説明をお願いします。

○事務局（大倉） 65ページ、66ページをお開き願います。

こちらは、56ページにも掲載してありますが、第1種住居地域に該当しまして、都市計画法の用途地域になります。それに伴いまして、農地法の区分としましては第3種農地の許可区分としましては3-b-③、未線引都計用途地域内農地に該当しますので、許可相当と判断いたしました。

以上でございます。

○議長（会長） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（会長） ないようでしたら、それでは採決に入らせていただきます。

議案第50号について、原案どおり可決決定することに賛成の農業委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（会長） 全員賛成ですので、議案第50号は原案どおり可決決定いたしました。

---

○議長（会長） 続きまして、議案第51号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（大倉） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） 続いて、農地法に基づく農業委員会の意見の説明をお願いします。

○事務局（大倉） 74ページ、75ページをお開き願います。

こちらのほうも、都市計画法上でいうと工業地域という用途地域に該当しております。それで、農地区分としましては第3種農地の3-b-③の未線引都計用途地域内農地ということで、許可相当と判断いたしました。

以上でございます。

○議長（会長） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（会長） それでは、意見もないようですので、採決に入らせていただきます。

議案第51号について、原案どおり可決決定することに賛成の農業委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（会長） 全員賛成ですので、議案第51号は原案のとおり可決決定いたしました。

---

○議長（会長） 続きまして、議案第52号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局、議案の説明をお願いします。

○事務局（大倉） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） 冒頭に説明ちょっとしなかったんですが、設定人の中に早山さんがおりますが、採決権のない推進委員でございますので除籍はあえてしておりません。なお、こういった一時転用案件については、今後、農業委員であっても、軽微なものについては除籍はしない予定しております。

それでは次に、事務局から農地法に基づく農業委員会の意見の説明をお願いします。

○事務局（大倉） 85ページ、86ページをお開き願います。

こちらは第1種農地に該当しますが、鉄塔の建て替えということで、1-b-①の一時転用事業となります。それで、許可相当と判断いたしました。

以上でございます。

○議長（会長） 説明が終わりました。

以前にも何度か、昨年この審議に、米村のほうのやったときもお話したとおり、こういう鉄塔建っている用地についてを法律で転用要らない。鉄塔建て替えるために工事やるところが一時転用。おかしい法律で、こういったものが今度県のほうもまた認可要るんだということで、書類も分厚い書類つくって、もったいない、ばかみたいな話だなということで前に県に言ったことあります。今の法律ではこういう仕方になっているので、これはいろいろ携帯電話の基地局も同じです。電波法の問題で、鉄塔敷地は許可要らない。転用敷地ではない。工事や

る足場は一時転用が必要だと。おかしい法律だということです。

それでは質疑に入ります。ご意見ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（会長） それでは採決いたします。

議案第52号について、原案のとおり可決決定することに賛成の農業委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（会長） 全員賛成ですので、議案第52号については原案どおり可決決定いたしました。

---

○議長（会長） 続きまして、議案第53号「農地の現況確認証明について」を議題とします。事務局、説明をお願いします。

○事務局（大倉） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） ただいまの説明に関連しまして、現地調査を行っております。先般、一括して現地調査をしていただきましたので、鈴木武男委員に再度、説明、報告をお願いします。

○11番委員（鈴木） 11番鈴木です。

農地の現況確認証明について、結果を報告いたします。

同じく30年の8月8日、私、会長、事務局2名、合計4名で、現地の調査及び確認をしてまいりました。

現地調査の結果は、89ページの現況確認証明確認書のとおりで、現況は長年にわたり未耕作地で非農地、原野になっていることを確認し、農地性はないと判断いたしました。

現況は添付の現況写真のとおりになっていますので、ご確認をお願いします。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

○議長（会長） 説明いただきました。報告ありがとうございます。

これから質疑に入るわけですがけれども、これからこういった案件がますます増えてくるんじゃないかなという気がしています。かなり昔、大規模に農業営んでいた方が亡くなったりすると、こういう林になっちゃってだんだんという形になりがちなんです。特に地元、松本さんとか上田さん、そちらのほうが特にこういうのがいっぱいあるものですから、何かご意見があったら。このままだとみんな何かソーラーになってしまうんじゃないかなと思ったり。どうです

か、上田さん、地元。

○4番委員（上田） 機械が大きくなってきています。その●●さんの土地なんかだと規格が小さいので、機械が入りに行けないとなるんです、これ。だから、酪農をやっている人もなかなか借りづらいというのものもあるし。

（以下、省略）

○10番推進委員（松本） やっぱりちょっとそのところは道路が狭いので、もともとそこを耕作地域といっても、木が植えてあって、その間のところにカボチャを作ったり何だりしていたところなんです。だから、機械ではとりあえずできない。もともとできないようなところなんです。

○議長（会長） そういう地元の意見でございますので。

ほかに何かご意見ございませんか。

〔「なし」〕

○議長（会長） ないようでしたら、それでは採決いたします。

議案第53号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（会長） 全員賛成ですので、議案第53号「農地の現況確認証明について」は原案どおり決定いたしました。

---

○議長（会長） 続いて、同じく議案第54号「農地の現況確認証明について」を議題とします。

事務局、説明をお願いします。

○事務局（大倉） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） ただいまの説明に関連しまして、現地調査を行っております。鈴木武男委員にお願いしましたので、報告をお願いいたします。

○11番委員（鈴木） 11番鈴木です。

農地の現況確認証明について、結果をご報告いたします。

8月8日、私、会長、事務局2名の合計4名で、現地調査及び確認をしてまいりました。

現地調査の結果は、94ページの現況確認証明確認書のとおりで、現況は作業所兼倉庫及び庭として使用し、非農地、宅地になっていることを確認し、農地性はないと判断いたしました。

現況は添付の現況写真のとおりになっていますので、ご確認をお願いします。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

○議長（会長） ありがとうございます。説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

〔「なし」〕

○議長（会長） なしということでございますので、採決させていただきます。

議案第54号について、原案どおり可決決定することに賛成の農業委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（会長） 全員賛成ですので、議案第54号については原案のとおり決定いたしました。

## 5 報 告

---

○議長（会長） 続きまして、報告第14号「農地等の現況照会に対する調査結果について」、事務局、説明をお願いします。

○事務局（大倉） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） ただいまの説明に関連しまして、4番上田秀人委員に現地調査をお願いしましたので、上田委員から現地調査結果報告をお願いします。

○4番委員（上田） 4番上田です。

現地調査結果報告について。報告第14号「農地等の現況照会に対する調査結果について」、現地調査の結果を報告いたします。

平成30年7月17日、私、会長、事務局2名の合計4名で、現地の調査及び確認をしてきました。

現地調査の結果は、98ページの地目変更登記に係る照会に対する調査結果確認書のとおりで、現況が非農地、雑種地となっていることを確認し、農地性はないものと判断をいたしました。

なお、この現地は100ページ、現況写真のとおりとなっておりますので、ご確認願います。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

○議長（会長） 報告ありがとうございます。

報告事項ではありますが、皆様からもしご意見ございましたらお願いします。

〔「なし」〕

○議長（会長） ご意見別にならないようでしたら、報告第14号につきましては、調査結果報告書のとおりでご承認願います。

---

○議長（会長） 続いて、報告第15号「農地等の現況照会に対する調査結果について」、事務局、説明をお願いします。

○事務局（大倉） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） ただいまの説明に関連しまして、11番鈴木武男委員に現地調査をお願いしましたので、報告をお願いします。

○11番委員（鈴木） 11番鈴木ですが、報告第15号「農地等の現況照会に対する調査結果について」、現地調査結果を報告いたします。

平成30年8月8日、私、会長、事務局2名の合計4名で現地の調査及び確認をしてきました。

現地調査の結果は、103ページの地目変更登記に係る照会に対する調査結果確認書のとおりで、現況が非農地、宅地になっていることを確認し、農地性はないと判断いたしました。

なお、この現地は105ページの現況写真のとおりですので、ご確認をお願いいたします。

以上で現地調査の結果の報告を終わります。

○議長（会長） 報告が終わりました。

報告事項であります、ご意見ございませんか。

〔「なし」〕

○議長（会長） ないようでしたら、報告第15号についてはただいまの報告書のとおりでございますので、ご承認お願いいたします。

以上で、報告事項2件終了いたしました。

## 6 協議事項

---

○議長（会長） 次に、協議事項に入ります。

協議事項、皆さんから何かございますか。

〔「なし」〕

## 7 その他

---

(以下、省略)

## 8 閉会の宣告

---

○職務代理者（鈴木） 皆さん、長時間にわたり、審議ありがとうございました。  
以上をもちまして、西郷村農業委員会第8回定例総会を終了します。  
お疲れさまでした。

午後 2時58分閉会